

**消防指令センター更新支援業務委託に係る
公募型プロポーザル審査選定基準書**

1 趣旨

消防指令センター更新支援業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて受託候補者及び次点受託候補者を選定するにあたり、提出された提案書等について公平かつ客観的に審査するため、本基準書を定めるものである。

2 審査の概要

- (1) 審査は、別に定める消防指令センター更新支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が行う。
- (2) 選定委員会は、参加資格審査に合格した参加者を対象に提案審査を行う。
- (3) 提案審査は、各委員が評価点数を算出し、全委員の評価点数の合計点を総合評価点として、総合評価点数が最も高い参加者を受託候補者、次点のものを次点受託候補者とする。

3 参加資格審査

- (1) 下記の項目を参加資格要件とし、満たしていない場合は失格とする。
 - ア 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
 - イ 平成 25 年以降に元請として完成・引渡し完了した、総務省消防庁の定める消防防災施設整備費補助金交付要綱における高機能消防指令センター総合整備事業Ⅱ型以上の消防指令システム及び消防救急デジタル無線の実施設計又は同種業務の履行実績を有する者であること。
 - ウ 法人又は法人以外の団体等（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
 - エ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - オ 公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市及び山陽小野田市からの指名停止措置を受けていないこと又は受けることが明らかでないこと。
 - カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は、当該業務委託参加申込前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
 - キ 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (2) 参加資格審査及び本審査選定基準書 4(1)ア「審査基準表」中「1 業務実績」「2 実施体制」及び「4 価格評価」については選定委員会事務局が行い、選定委員会に報告するものとする。

4 提案審査

- (1) 審査【受託候補者及び次点受託候補者の選定】

ア 審査基準表

受託候補者及び次点受託候補者を選定するための評価項目及び判断基準は以下のとおりとする。（先に事務局が行った審査「1 業務実績」「2 実施体制」及び「4 価格評価」を含む。）

(ア) 第一次審査基準

審査項目		審査要素	評価点	
1	業務実績	業務に関する十分な実績を有しているか。	30	
2	実施体制	知識や経験を有する人材が適切に配置されているか。	30	
3	提案書評価	(1)工程スケジュール	業務遂行可能なスケジュールとなっているか。	20
		(2)業務の目的	業務目的を十分に理解しているか。	20
4	価格評価（見積金額）	見積書及び内訳書	20	
総合評価点			120	

(イ) 第二次審査基準

審査項目		審査要素	評価点	
1	業務実績	業務に関する十分な実績を有しているか。	30	
2	実施体制	知識や経験を有する技術者が適切に配置されているか。	35	
3	提案書評価	(1)実施方針	業務目的を十分に理解しているか。	5
		(2)実施工程	業務遂行可能なスケジュールとなっているか。	5
		(3)実施手法	①現消防指令センターに対する課題を把握し、必要機能を精査する手法について	5
			②24 時間 365 日運用する設備を安定かつ運用コストを削減させるための手法について	5
			③利便性が高く災害現場に円滑に対応できる最新機能を低廉な費用で導入し、その運用コスト削減を実現させるための手法について	5
		(4)追加の独自提案	過去の業務経験等を踏まえて、有効と考える独自の提案や自社の優位性についてアピールできる事項の提案について	5
		(5)業務支援等	①令和 6 年度以降に実施する消防指令センター整備事業に対する契約締結への支援について、どのような支援が可能でどのようなスケジュールを想定するか。	5
②令和 6 年度以降に実施する消防指令センター整備事業に対する監理業務について、どのような支援が可能でどのようなスケジュールを想定するか。 また、その支援等に要する概算費用	5			
4	価格評価（見積金額）	見積書及び内訳書	20	
総合評価点			125	

5 その他

(1) 同点の取扱

ア 第一次審査

総合評価点数が同点の場合、4(1)ア「審査基準表」中(ア)「第一次審査基準」審査項目における「3 提案書評価」の評価点が高い者を上位として選定する。

なお、「3 提案書評価」の評価点も同点の場合はその提案者を対象としたくじ引きにより上位5者を選定する。

イ 第二次審査

総合評価点数の最高点が同点の場合、4(1)ア「審査基準表」中(イ)「第二次審査基準」審査項目における「3 提案書評価」の評価点が高い者を受託候補者として選定する。

なお、「3 提案書評価」の評価点も同点の場合はその提案者を対象としたくじ引きにより受託候補者を選定する。

(2) 審査に関して疑義が生じた場合は、選定委員会において解決するものとする。